

加古川市分散農地集積奨励支援事業補助金交付要綱

令和7年1月16日産業経済部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、既経営地に接続しておらず、移動に時間を要する農地（以下「分散農地」という。）を、農地中間管理機構（以下「機構」という。）を通じて借り受けて活用する担い手を支援するために交付する分散農地集積奨励支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関して、兵庫県が定める農地有効活用総合対策事業実施要領（平成17年4月1日付け農営第1043号。以下「実施要領」という。）及び加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は別表に掲げるとおりとし、予算の範囲内で定める。

(交付申請)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第4条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業実績報告書（様式第2号）を速やかに市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金の請求)

第5条 補助事業者は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、実施要領第8に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 1 月 16 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日又は実施要領が廃止若しくは失効となった日のいずれか早い日にその効力を失う。

【別表】（第 2 条関係）

補助対象事業		分散農地集積奨励支援事業
補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	機構を通じて分散農地を新たに借り受けて長期活用する農地利用者に対して補助金を交付することで、地域農業の持続的発展と集落機能の維持・活性化を図る。
補助金の範囲	対象となる者	機構を通じて新たに分散農地を借り受けた農地利用者（農業者、農業法人等）
	対象となる農地	実施要領第 2 の 5 （ 4 ） のとおり
補助金の補助率及び額		実施要領第 2 の 5 （ 3 ） のとおり